

事務連絡  
令和3年9月1日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕衛生主管部（局） 御中  
〔特別区〕

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の  
各医療機関への配分について（その6）（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対応に、格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年5月7日に新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認されたレムデシビル製剤（販売名：ベクルリ一点滴静注用100mg。以下「本剤」という。）について、「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の薬価収載に伴う医療機関への配分等について（周知）」（令和3年8月5日付け事務連絡）において、本剤が薬価収載されたこと及び一定期間経過後に製造販売業者（ギリアド・サイエンシズ株式会社）により薬価収載された本剤（以下「一般流通品」という。）の一般流通が開始される旨お知らせしたところであり、製造販売業者からも「10月を目途に一般流通を開始する予定」である旨、公表しているところです。

つきましては、今後の本剤の医療機関への配分等について、下記のとおりといたしましたので、御了知いただくとともに、管内医療機関への周知方よろしくお願いいたします。

記

- ・ G-MISに入力された新規投与対象者への本剤の配分は、患者状態にかかわらず、一律6バイアルの配分とし、院内在庫については、「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（その5）」（依頼）」（令和3年6月15日付け事務連絡）において、G-MISへの適切な入力を前提に、当面の間は、在庫調整を行わない数量を最大11バイアルの範囲内とする」旨をお示していましたが、令和3年9月6日配送分より、在庫調整を行わない数量を最大6バイアルの範囲内とすることとします。
- ・ 院内在庫となった本剤については、各医療機関で適切に管理していただくとともに、G-MISの「投与予定のなくなったレムデシビルのバイアル数」に必ず入力をお願いします。また、院内在庫となった本剤を、新規患者に使用することは可能ですが、その際は、G-MISへの入力を必ず当日中に行ってください。  
なお、院内在庫となった本剤は、患者に投与されるまでの間は国に所有権があることに御留意ください。
- ・ 追加配分依頼については、従前のおり、当省からお送りするメールへ返信する方法で御連絡をお願いします。
- ・ 国購入品と一般流通品の切替に係る取扱い等については、一般流通品の流通が開始される日が決まりましたら、改めて御連絡いたします。

（参考）

- ※1・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（依頼）」（令和2年5月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000628102.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（その2）（依頼）」（令和2年5月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000631059.pdf>
  - ・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（その3）（依頼）」（令和2年7月6日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000646664.pdf>
  - ・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（その4）（依頼）」（令和3年1月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000721093.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の大型連休期間中に係る各医療機関への配分について（依頼）」（令和3年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000769285.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（依頼）」に関する質疑応答集（Q&A）について（一部改正）（令和3年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000769286.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（その5）（依頼）」（令和3年6月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000792873.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の7～9月の祝日・連休及びお盆期間における各医療機関への配分について（依頼）」（令和3年7月13日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000805416.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の薬価収載に伴う医療機関への配分等について（周知）」（令和3年8月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000816864.pdf>

## ※2 厚生労働省ホームページ

「レムデシビル（販売名：ベクルリー点滴静注液 100mg、同点滴静注用 100mg）の投与をお考えの医療機関の皆さま」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00021.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00021.html)

### 【問い合わせ先】

以下のメールアドレスにお問い合わせください。

Mail : [remdesivir@mhlw.go.jp](mailto:remdesivir@mhlw.go.jp)